

令和5年12月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和5年12月19日（火）

午後2時00分から

場所：伊勢原市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第 1 前回議事録の承認

日程第 2 教育長報告

その他

閉会

令和5年度12月補正予算(案)について

教育部(学校教育課)

1 小・中学校・義務教育教材費の追加

(1) 事業概要

企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、小中学校で使用する楽器を購入するため、小学校費及び中学校費の義務教育教材費を追加計上するもの。

(2) 購入備品

ア 小学校

電子ピアノ2台(桜台小学校)、ビブラフォン1台(石田小学校)

イ 中学校

フルート1台、トランペット1台、アルトサクソ1台(山王中学校)

(3) 補正予算の内容

ア 歳出予算 合計 1,160千円

(ア) 小学校費 予算科目:09.02.02 義務教育教材費: 550千円(備品購入費)

(イ) 中学校費 予算科目:09.03.02 義務教育教材費: 610千円()

令和4年度 伊勢原市児童生徒の問題行動・不登校等調査結果について

伊勢原市教育委員会

文部科学省が「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」〔※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）〕について、また、神奈川県教育委員会が「令和4年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」〔※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）〕について、調査結果を公表しました。

伊勢原市の調査結果（概要）は次のとおりです。※教育指導課・教育センター調べ

1 調査対象

伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）

2 調査期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

3 調査内容

- I 暴力行為の状況
- II いじめの状況
- III 不登校の状況
- IV 自殺の状況
- V 出席停止の状況

4 主な調査結果

項目	令和4年度				令和3年度				令和2年度			
	小学校	中学校	小中合計		小学校	中学校	小中合計		小学校	中学校	小中合計	
			1,000人あたり				1,000人あたり				1,000人あたり	
暴力行為の発生件数	16	18	34	4.9	1	1	2	0.3	10	5	15	2.1
（前年度比較増減）	15	17	32	4.6								
中地区	297	180	477	7.2	198	100	298	7.2	205	99	304	7.3
神奈川県	6,712	2,531	9,243	14.5	6,224	1,961	8,185	12.7	6,054	1,714	7,768	12.1
全国 （1000人あたり）	61455 (9.9)	29699 (9.2)			48138 (7.7)	24450 (7.5)			41056 (6.5)	21293 (6.6)		
いじめの認知件数	364	63	427	61.0	310	54	364	50.8	167	42	209	29.5
（前年度比較増減）	54	9	63	10.3								
中地区	5,468	683	6,151	150.8	5,393	838	6,231	150.8	4,253	720	4,973	119.0
神奈川県	31,869	5,917	37,786	59.2	25,770	4,822	30,592	47.5	19,287	3,619	22,906	35.6
全国 （1000人あたり）	551944 (89.1)	111404 (34.3)			500562 (79.9)	97937 (30.0)			420897 (66.4)	80877 (24.9)		
不登校児童生徒数	82	113	195	27.9	47	88	135	18.8	55	52	107	15.1
（前年度比較増減）	35	25	60	9.0								
中地区	532	800	1,332	23.9	360	627	987	23.9	294	533	827	18.2
神奈川県	7,987	12,336	20,323	31.8	6,267	10,389	16,656	25.8	5,126	9,141	14,267	21.9
全国	105,112	193,936	299,048	31.7	81,498	163,442	244,940	25.6	63,350	132,777	196,127	18.8

* 「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

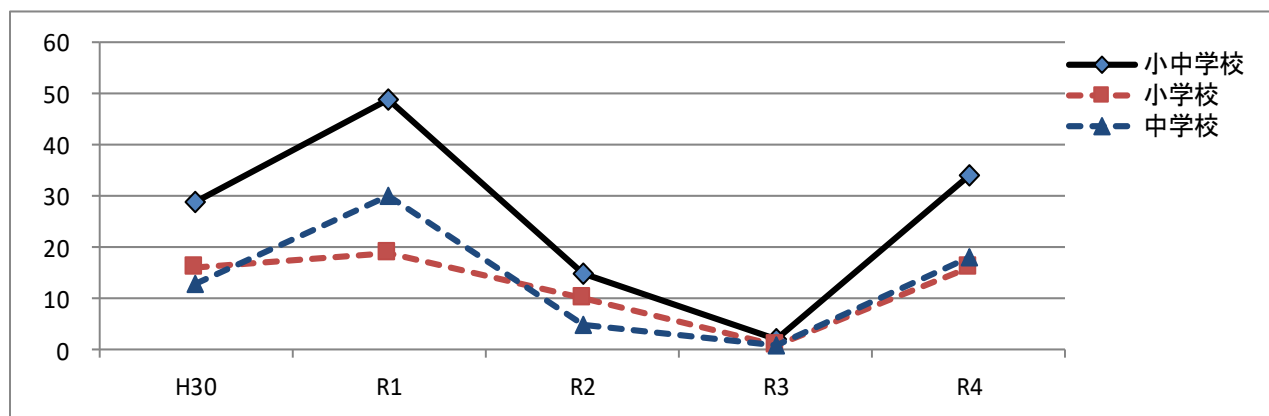
* 「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

* 全国は国公立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP8以降に記載。

I 暴力行為の状況

■暴力行為の発生件数の推移【件数】



	H30	R1	R2	R3	R4
小中学校	29	49	15	2	34
小学校	16	19	10	1	16
中学校	13	30	5	1	18

- 暴力行為の発生件数は前年度より32件増加し、小中学校合計は34件でした。コロナ禍前の令和元年度の件数に迫る結果となりました。増加の要因は、感染症拡大防止の観点から児童生徒の多くがストレスを抱え込みながら生活を送ってきたことや、感染症対策の規制が徐々に緩和されていった中で、学校における様々な活動を通して子ども同士が関わる機会が増えたことによるものと考えております。
- 小学校では1年生～3年生の低学年に多く、中学校では1、2年生に多く発生しています。引き続き、自己肯定感の醸成やコミュニケーションスキルの育成、感情をコントロールするスキルの習得等について重点的に指導することが重要であると捉えています。

■形態別の発生件数の推移【件数】

小学校

	H30	R1	R2	R3	R4
対教師暴力	0	3	0	0	3
生徒間暴力	15	10	6	1	10
対人暴力	0	0	3	0	0
器物損壊	1	6	1	0	3
計	16	19	10	1	16

中学校

	H30	R1	R2	R3	R4
対教師暴力	2	6	0	0	1
生徒間暴力	11	16	3	1	16
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	0	8	2	0	1
計	13	30	5	1	18

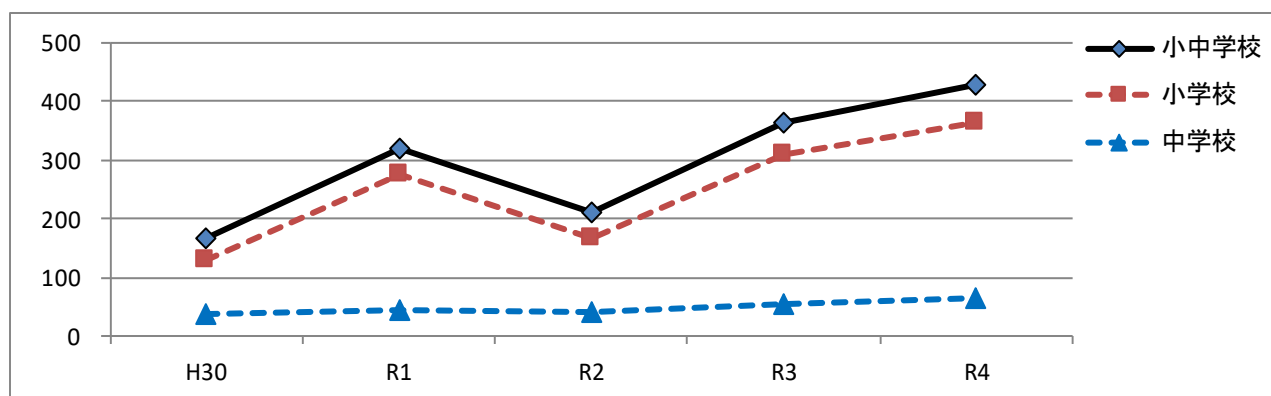
- 形態別では、生徒間暴力が大幅に増加し、令和元年度と同じ件数となりました。主な事例としては次のとおりです。
【対教師暴力】 注意されたことにカッとなり殴った。
【生徒間暴力】 ささいな言い合いから感情を抑えられず相手を殴った。
【器物破損】 文房具を故意に壊した。

■加害児童生徒への指導

- 令和4年度暴力行為の加害児童生徒の実数は、25人（小13人、中12人）でした。
- 学校では、教職員がチームとして保護者と協力しながら、「謝罪」「友人関係の改善」「規範意識の醸成」「主体的に活動できる場の設定」「学習指導」等の支援を行っています。

Ⅱ いじめの状況

■いじめの認知件数の推移【件数】



	H30	R1	R2	R3	R4
小中学校	166	321	209	364	427
小学校	130	276	167	310	364
中学校	36	45	42	54	63

- いじめの認知件数は、前年度より63件増加し、計427件でした。
- 学校では、年間を通じて複数回のアンケート調査を実施するなど、いじめ防止基本方針を踏まえて児童生徒が声を上げやすい雰囲気づくり、いじめが許されないという環境づくりに努めています。
- いじめの認知件数の増加は、いじめ防止対策推進法に対する教職員の理解が深まり、複数の目できめ細やかに見取っていることによるものと考えています。現在、ほとんどのいじめ事案が解消につながっています。これは、いじめの早期発見・対応、解消に向けた指導・支援、事後の見守り活動の効果的な循環を継続できている成果でもあると捉えています。

■態様別の認知件数の推移【件数】

いじめの件数と態様

	年度		H30		R1		R2		R3		R4	
	小中のいじめの件数合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計	
			172		321		209		364		427	
	いじめの件数		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
			42	130	276	45	167	42	310	54	364	63
態様別の認知件数（複数回答可）	態様の合計		49	140	293	54	175	45	326	54	380	64
	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。		25	71	176	25	67	25	150	23	177	34
	仲間はずれ、集団による無視をされる。		7	11	32	5	25	4	28	1	30	4
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。		8	15	34	10	19	3	54	1	96	8
	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。		3	7	8	0	15	1	20	0	12	5
	金品をたかられる。		0	1	1	1	4	0	2	0	2	1
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		0	16	12	1	15	2	19	3	14	6
	嫌なことや恥づかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		0	17	23	1	19	4	13	15	35	0
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。		4	1	6	4	6	6	6	11	4	5
	その他		2	1	1	7	5	0	34	0	10	1

- 態様別では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」の件数が多くなっています。

- 主な事例は次のとおりです。
 - ・ いやなあだ名をつけられたり、からかわれたり、陰口を言われたりする。
 - ・ 物を隠された（壊された）。
 - ・ 冷たい態度を取られた。無視をされた。
 - ・ SNS 上でいやなメッセージが送られてきた。
 - ・ 仲間はずれにされたり、疎外感を感じたりする。等
- 学校では、次のような点に留意し、対応に当たっています。
 - ・ いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり問題を見逃さずに対応すること。
 - ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、早い段階で学校が間に入り対応する必要があること。また、被害側及び加害側と学校との間で認識にズレが生じないよう複数人で対応すること。
 - ・ 加害者が特定しにくいケースでも教職員は被害側に寄り添い、できる限りの対応をすること。
 - ・ いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行うこと。
 - ・ いじめの内容によっては、犯罪行為として警察と連携しながら解決を図ること。

■いじめの現在の状況【件数】

区分	解消しているもの (R5.7.20現在)		解消に向けて取組中 (R5.7.20現在)		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小学校	361	99.2%	3	0.8%	0	0.0%	364	100.0%
中学校	63	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	63	100.0%
計	424	99.3%	3	0.7%	0	0.0%	427	100.0%

- 学校では、認知したいじめに対して、速やかに指導・支援を行い、一定の解消後も継続的に指導・支援に努めています。

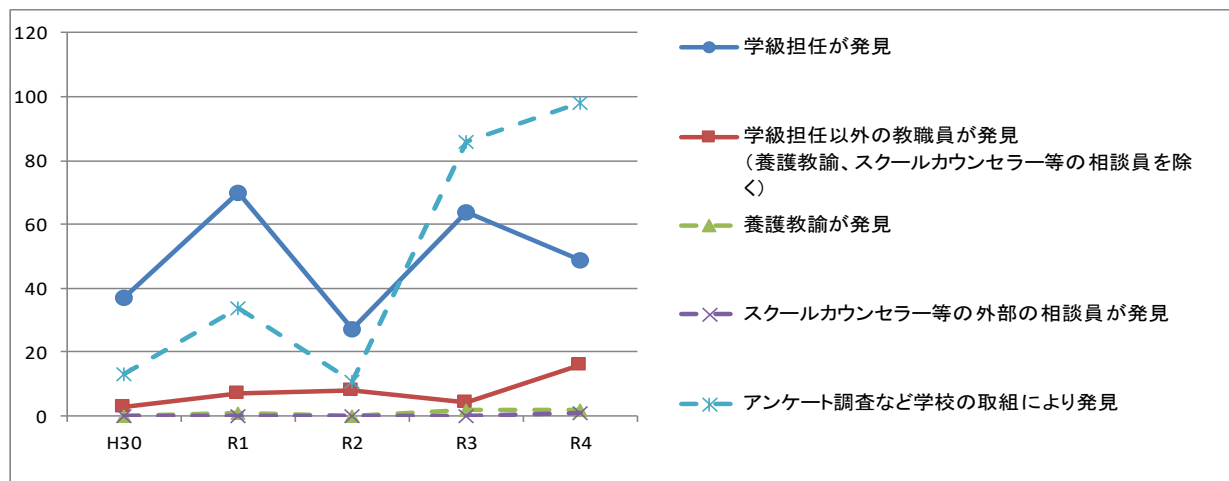
■いじめに対する日常の取組【校数】 ※このアンケートは各学校からの回答を基に作成しています 複数回答可

区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
職員会議等を通じて、いじめ問題に関して教職員間で共通理解を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめの問題に関する校内研修会を実施した	8	80.0%	3	75.0%	11	78.6%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	9	90.0%	2	50.0%	11	78.6%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた	10	100.0%	2	50.0%	12	85.7%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	4	40.0%	2	50.0%	6	42.9%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	4	40.0%	3	75.0%	7	50.0%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	9	90.0%	4	100.0%	13	92.9%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	10	100.0%	3	75.0%	13	92.9%
いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%

- 学校では、いじめの問題に対し日常から様々な取組を行っています。
- 改訂された市いじめ防止基本方針の策定に伴い、各学校におけるいじめ防止基本方針も改定されています。

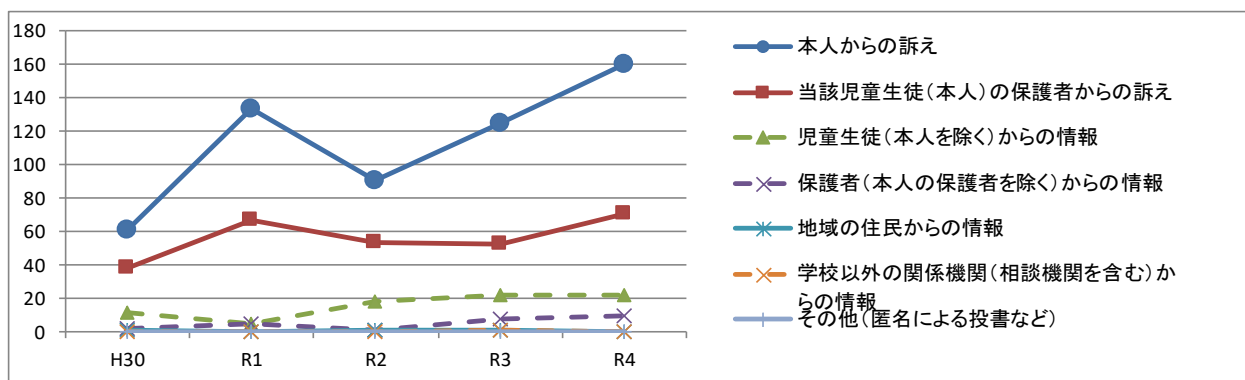
■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

学校の教職員が発見（小中合計）



学校の教職員が発見	H30	R1	R2	R3	R4
学級担任が発見	37	70	27	64	49
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	3	7	8	4	16
養護教諭が発見	0	1	0	2	2
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	0	0	1
アンケート調査など学校の取組により発見	13	34	11	86	98

学校の教職員以外からの情報により発見（小中合計）

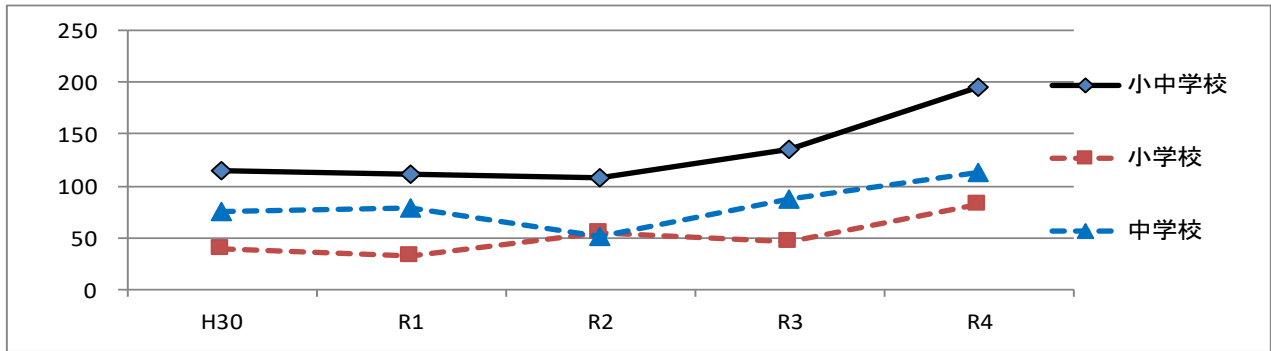


学校の教職員以外からの情報により発見	H30	R1	R2	R3	R4
本人からの訴え	61	133	90	125	160
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	38	66	53	52	70
児童生徒（本人を除く）からの情報	11	5	18	22	22
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	2	5	1	7	9
地域の住民からの情報	1	0	1	1	0
学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	0	0	0	1	0
その他（匿名による投書など）	0	0	0	0	0

- 本人及び保護者からの訴えにより、いじめを発見するケースが増加しています。
- アンケート調査や教育相談の中でいじめを発見するケースが増加しています。アンケート調査や教育相談は、取組そのものが大切なのはもちろんのこと、学校全体として同時期に取り組むことで、児童生徒が訴えやすい環境を整えることにつながると捉えています。
- PTAや学校運営協議会、地域、関係機関と更なる連携を図り、児童生徒の安心・安全につながる体制づくりを推進します。

Ⅲ 不登校の状況

■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



	H30	R1	R2	R3	R4
小中学校	115	112	107	135	195
小学校	39	33	55	47	82
中学校	76	79	52	88	113

- 不登校児童生徒数は前年度から60人増加し、計195人でした。学校では、令和元年10月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の文部科学省通知を踏まえ、不登校を問題行動として捉えず、様々な要因から誰にでも起こりうることとし、家庭や関係機関等と連携し、個に応じた長期的かつ多様な支援を行っています。また、コロナ禍がもたらした生活環境や人間関係の変化は不登校の増加や低年齢化にもつながっていると考えています。

■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	6	4	4.9%	2	2.4%
	2年生	7	2	2.4%	5	6.1%
	3年生	14	11	13.4%	3	3.7%
	4年生	14	11	13.4%	3	3.7%
	5年生	13	5	6.1%	8	9.8%
	6年生	28	8	9.8%	20	24.4%
	計	82	41	50.0%	41	50.0%
中学校	1年生	36	17	15.0%	19	16.8%
	2年生	43	8	7.1%	35	31.0%
	3年生	34	7	6.2%	27	23.9%
	計	113	32	28.3%	81	71.7%
合計	合計	195	73	37.4%	122	62.6%

- 不登校児童生徒数の減少に向けては、全体の37.4%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。
- 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら個に応じた指導・支援に努めています。

■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	9	11.0%	25	22.1%	34	17.4%
指導中の児童・生徒	73	89.0%	88	77.9%	161	82.6%

- 学校は、家庭や関係機関等と連携し、不登校児童生徒の学校生活の再開や、将来の社会的自立に向けた指導・支援の充実に努めています。

IV 自殺の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	1	1	0	1	1
中学校	5	9	13	9	10
合計	6	10	13	10	11

全 国(国公立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	5	4	7	8	19
中学校	100	91	103	109	123
合計	105	95	110	117	142

- 学校では、教育活動全体を通じ、生命を大切に教育を充実・推進するとともに、市全体で自殺予防に向けた取組に努め、さらなる充実を図ることが大切であると捉えています。
- 学校では、自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育を様々な場面をとらえ取り組んでいます。

V 出席停止の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

全 国(公立小中学校)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0	1	0	1	1
中学校	7	2	4	3	4
合計	7	3	4	4	5

- 学校では、教育活動全体を通じ、規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談に取り組むとともに、日頃から学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等の中で、綿密な連携や協力を図ることが大切です。

〔参考〕文部科学省による定義・調査基準

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とします。

○「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸倉をつかんだ
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・養護教諭めがけて椅子を投げ付けた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

○「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

○「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた

○「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・他人の私物を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

○「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち、「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

(注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

(注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、1年間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

「病気」とは、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席したこと」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的理由」「新型コロナウイルス感染回避」による者を除く）です。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない（できない）。

「新型コロナウイルスの感染回避」とは、「新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しないこと、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断したこと」です。

「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」です。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。

冬季休業期間中の児童・生徒指導について

[小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小・中学部）向け]

★印は、特に冬季休業期間に関する指導

伊勢原市版

児童・生徒にとって冬季休業期間は、一年間の生活の反省や学習のまとめなど、これまでを振り返るとともに、新しい年を迎えて希望をもち、年末年始の諸行事を通して家族・社会の一員としての自覚と責任感を育む良い機会です。しかし、なかには事件や事故にまきこまれたり、生活の乱れから、問題行動を起こしたりする場合も見られます。また、★冬季休業後に、不登校傾向が表れたり、学業に気持ちが向かなくなったり、人間関係の悩み等から身体に影響が出たりすることもあります。

これらのことを踏まえ、次の事項を参考にして、冬季休業前の集会や学級の時間において、全児童・生徒に注意を促すなど指導に努めてください。あわせて、休業前や休業中に必要に応じて児童・生徒に個別の面談を行うなど、積極的な児童・生徒指導の推進をお願いします。

1 学習指導について

- (1) 長期休業の機会を利用して、児童・生徒一人ひとりの特性を生かした学習が自発的・計画的に進められるよう指導するとともに、学習理解が不十分な児童・生徒には、継続的な指導や支援に努めてください。
- (2) 神奈川県教育委員会「令和5年度学校運営・教育指導の重点」を踏まえ、課題を発見し解決する能力など、「確かな学力」の育成に努めてください。

2 生活に係る指導について

- (1) 冬季休業期間中の児童・生徒の生活については、保護者や関係機関等と密接な連絡をとり、児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、適切な指導・支援を心がけてください。
- (2) 児童・生徒が望ましい生活習慣を確立するために、具体的な生活の目標をもたせるなどの指導をしてください。また、特にこの時期は、不規則な生活習慣や進路決定に関わる緊張や不安などから、心の動揺が見られることがありますので、児童・生徒一人ひとりの心情を理解し、きめ細かく温かな配慮のもとに、個別指導の充実に努めてください。
- (3) 家庭・地域との連携を強化し、児童・生徒が様々な行事を通して地域社会とのふれあいを深めるよう適切に指導するとともに、公共の施設等におけるルールやマナーを守り、周囲に迷惑をかけないように指導してください。
- (4) 恐喝や暴力被害等に遭わないよう、家庭との連携を密にし、危険な場所への出入りの禁止や帰宅時刻の厳守等について指導してください。
- (5) いじめ問題への対応については、各校の基本方針に基づき組織的に対応するとともに、いじめを受けた児童・生徒への十分な心のケアを行ない、いじめに関わった児童・生徒とその保護者、また、周囲の児童・生徒とその家庭に対する適切な指導に努めてください。
- (6) ★冬季休業前に、問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等、配慮を要する児童・生徒に対しては、面談・家庭訪問や充実した個別指導等を実施するなど、進級や卒業を迎える時期を見据えて、きめ細かな指導・支援に努めてください。 その際、支援シートの活用など、記録の管理も大切です。

- (7) 小・中学生において、アルバイトは原則禁止されていることを、児童・生徒及び家庭に対して指導・周知してください。
- (8) **★年末・年始には金銭目的の事件等が多発する傾向にあります。**トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、児童・生徒の遊技場等、危険な場所への出入りの禁止や帰宅時刻の厳守等について、十分注意するよう指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (9) 河川や空き家など地域の危険箇所等については、関係機関と連携を図りながら安全確認等を行い、児童・生徒には、危険箇所等に立ち入らないなどの指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (10) 児童・生徒が家出、無断外泊、深夜外出や迷惑行為等をしないよう、児童・生徒への指導の徹底はもとより、保護者・地域と連携し、規則正しい生活が送れるよう努めてください。
- (11) 児童・生徒が公共交通機関の利用に際し、有効な乗車券を持たず乗車したり、中学生が小児運賃・料金で乗車したりするなど、不正乗車することがないように、改めて指導してください。

3 健康・安全指導について

- (1) 児童・生徒が自らの安全を守るとともに、社会のルールを遵守するよう指導を徹底してください。
- (2) 学校の健康診断及び主治医による定期的な検診において指摘された疾患等や自覚している不調については、できる限り冬季休業期間中に治療するよう指導してください。
- (3) 冬期休業中においても、十分な睡眠や適度な運動、バランスのとれた食事を心がける等、生活習慣を整え、日々の健康管理を行うよう指導してください。また、基本的な感染症対策については、「令和5年5月8日以降の市立小中学校における教育活動等について」（令和5年5月2日付通知）等に基づいて、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットについて、児童・生徒へ周知してください。
- (4) 休業期間中に行う教育活動は次のことに留意し、責任者を定めて実施してください。
 - ア 無理のない計画を立て、事故防止に努めること
 - イ 健康・安全・衛生面に配慮すること
 - ウ 不測の事態が起きた場合に適切な措置がとれるよう、事前に事故・災害等への体制を確立し、必要に応じ研修を行っておくこと
- (5) グラウンド、体育館、その他屋内外で活動を行う場合は、基本的な感染防止対策や大雪等の自然災害による被害等の防止など、児童・生徒の健康や安全に配慮してください。
- (6) 部活動等の練習や各種大会に参加する場合は、児童・生徒の健康診断の結果等を踏まえ、事故防止に努めてください。保健調査票などを活用して児童・生徒一人ひとりの健康情報を把握し、可能な限り保護者や児童・生徒の健康状態を確認した上で参加し、無理をさせないなど、個別に配慮してください。特に、**★寒中においては、健康観察を綿密に行うとともに、準備運動等を入念に行い、活動が可能な状況なのかしっかりと見極め、健康管理や事故防止に努めてください。**
また、児童・生徒の個性や能力に応じ、きめ細かい指導に努めるとともに、決して体罰を行わない、不祥事を起こさないという高い意識をもって指導に臨んでください。

- (7) 多発する交通事故を考慮し、児童・生徒・保護者・教職員に「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を周知するなど、交通安全教育の再確認・再点検をしてください。
平成27年6月1日の道路交通法の改正により、危険行為を繰り返す自転車の運転者に「自転車運転者講習」が義務付けられました（子どもでも14歳以上は対象）・さらに、令和5年4月1日から自転車乗用中の致死率を背景に、道路交通法が一部改正され、全年齢に対する自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。歩行者の保護や自転車運転中の携帯電話及びヘッドフォン等の使用禁止も含め、交通事故の被害を軽減するためにヘルメットを着用するよう指導してください。
また、歩きながらの携帯電話やスマートフォンを操作することによる事故も危惧されます。外出時における安全な歩行など、交通安全指導や公共交通機関を利用する場合のマナー向上の指導に努めてください。
- (8) 刃物やエアソフトガンなど凶器ともなる道具は、その危険性についての指導の徹底を図るとともに、学校の用具や備品の安全管理を徹底してください。
- (9) 不審者から声をかけられて、車に連れ込まれ性的被害を受けたり、誘拐されそうになったりする事件が発生しています。児童・生徒及び家庭・地域に注意を促すとともに、家庭や地域と連携し、日頃から、登下校時における犯罪被害の未然防止と児童・生徒の安全確保に努めてください。特に、児童・生徒には、人通りの多い道を複数で寄り道せずに帰ることや、不測の事態の際には迷わず「こども110番の家」、または、近くにいる大人や店舗に助けを求め、110番通報することなどの指導を徹底してください。
なお、公衆電話の使用方法について、緊急通報（警察、消防、救急等）時、硬貨やテレホンカードは不要であり、そのまま110番等を押せばよいことなどの指導を徹底してください。また、持ち物等への記名については個人情報に十分に注意した対応をお願いします。
- (10) スマートフォン等の急速な普及により、SNSの利用を通じた見知らぬ人との交流により性犯罪や自撮り被害にあうケースが頻発しています。また、SNSに違法行為や迷惑行為を投稿することにより、その記事に対する批判が集中（炎上）する事案や無料通信アプリを悪用した犯罪に巻き込まれる事案も頻繁に起きています。ひとたび写真や動画がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全ての写真・動画を削除することは非常に困難になることや、取り返しのつかない被害が生じてしまうおそれがあることを、児童・生徒にも分かるよう丁寧に指導してください。
- (11) 心身の健康や生命の尊さなどについて十分に指導を行い、喫煙や飲酒はもとより、シンナー、覚せい剤、MDMA等の薬物の乱用が心身に与える有害性やブタンガス（ライターガス）等の吸引等による危険性について十分指導し、これらの乱用防止教育に努めてください。
また、インターネットにより大麻や危険ドラッグなどの違法薬物が比較的安易に入手できることから、若者を中心に使用が広がっており、健康被害や異常行動等が報告されています。児童・生徒が決して関わらないよう指導に努めてください。
- (12) 知人からの誘いに安易に乗り、SNS等で「闇バイト」「裏バイト」等と表記したり、仕事内容を明らかにせず著しく高額な報酬支払を約束したりして、犯罪を実行する者を募集する投稿に応募してしまい、特殊詐欺等に加担してしまう状況が増えています。「簡単な仕事、高額な報酬」等の甘い言葉に惑わされて、違法行為に関わることをしないよう指導してください。
- (13) 洗剤等を用いた有毒ガス（硫化水素）の発生に伴う事故等の教訓を生かし、学校での洗剤・薬品等の管理・指導の徹底を図るとともに、児童・生徒に対しては、自他の生命に関わる重大事故に繋がる可能性があることから、決して興味本位に模倣しないよう指導してください。

- (14) 休業明けにかけて児童・生徒の自死が急増する傾向があることを踏まえ、長期休業の開始前から、いじめや不登校等、悩みを抱える児童・生徒の早期発見に努めるとともに、保護者に対して児童・生徒の見守りについて依頼するなど、家庭との連携を密にし、長期休業期間中においても継続的に様子を確認するようにしてください。また、長期休業開始前に、あらためて、何よりも『いのち』が大切であること、悩んだ時に助けを求める具体的な方法（SOSの出し方）等について、指導してください。

4 緊急時の対応及び指導體制の確認について

- (1) 地震等の緊急事態が発生した場合の避難場所や学校との連絡方法等について、各校の防災計画に基づき、事前に児童・生徒に十分指導するとともに、家庭に対しても周知・徹底を図ってください。また、事件・事故・災害等が発生した際には、学校として適切な処置がとれるよう、緊急体制及び指導體制を再確認してください。
- (2) 事件・事故が発生した場合、児童・生徒の安全確保に向けた迅速かつ適切な対応や、保護者等関係者からの情報の確実な収集ができるように保護者と全教職員に対して、緊急時の対応及び指導體制を事前に明示し再確認してください。

5 冬季休業後の児童・生徒指導について

- (1) 家出、無断外泊、深夜外出など、生活習慣が乱れがちな児童・生徒に対しては、家庭や地域、関係諸機関との連携により、その動向を把握するとともに、規則正しい生活が送れるよう指導してください。
- (2) 問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等の配慮を必要とする児童・生徒に対しては、面接や家庭訪問等の充実した個別指導等を実施するなど、きめ細かな指導・支援に努めてください。特に中学校一年では、小学校時に欠席が少なかった生徒でも、休業後に学業不振を含む様々な要因で欠席が増えることもあるので留意してください。
- (3) 休業後の学期始め等の時期においては、児童・生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、いじめ問題への取組の徹底及び自殺予防の取組の充実に努めてください。

6 その他

- (1) PTA・地域等の集まりの機会をとおして、休業期間中における児童・生徒の指導に対する保護者や地域住民の方々の理解が深まるよう努めてください。
- (2) これまで休業期間中に駅周辺・公園・河川敷で野宿生活をしているホームレスの状況にある方への襲撃事件が毎年のように起きています。その中には、偏見や差別意識を持っている中学生等によるものがあります。『いのち』を大切にして、相手を思いやる心の重要性について児童・生徒自らが考えていく指導等を行ってください。
- (3) 神奈川県青少年保護育成条例の趣旨に基づいて、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの徹底や自画撮り被害の防止、深夜外出の制限などについて保護者に周知し、保護者が児童・生徒の行動や生活に責任を持つよう協力を求めるとともに、改めて学校と家庭が連携した児童・生徒の指導を推進してください。

【具体的な相談先】

○「24時間子どもSOSダイヤル」

〔相談専用電話〕 0120-0-78310 ^{なやみいおう} あるいは (0466) 81-8111
 〔利用時間〕 24時間・365日受付

○「中高生SNS相談@かながわ」

〔概要〕 LINEを利用した、いじめの相談窓口。いじめ以外の悩みや相談も相談可能。LINEで友だち登録すると、利用時間中に相談できる。

〔利用期間・時間〕 ※令和5年4月3日～令和6年3月29日



月・水・金 18:00～21:00 (年末年始を除く)
 (ただし、8月21日～9月2日、1月6日～10日は、毎日実施)

○「チャイルドライン」

〔相談専用電話〕 0120-99-7777
 〔利用時間〕 16:00～21:00 (年末年始を除く)

○「かながわ子ども・若者総合相談LINE」

〔概要〕 神奈川県内の、子ども・若者が有する様々な悩みについて無料で相談できる。
 LINEを利用し、本人はもちろん、家族や周囲の方も相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、下記のホームページにアクセスして、友だち登録する。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/kowaka/201909kowakalinesoudan.html>

〔利用時間〕 火・木・土 14:00～21:00 (祝休日・年末年始を除く)

○「かながわひきこもり相談LINE」

〔概要〕 神奈川県内のひきこもり・不登校当事者が有する様々な悩みについて相談できる。
 LINEを利用し、本人はもちろん、家族や周囲の方も相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、下記のホームページにアクセスして、友だち登録する。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s2/hikikomori/202204hikikomorilinesoudan.html>

〔利用時間〕 火・木・土 14:00～21:00 (祝休日・年末年始を除く)

○「かながわヤングケアラー等相談LINE」

〔概要〕 ケアのこと、家庭、学校、進路のことなど、様々な相談ができる。
LINEを利用し、費用は無料で、予約の必要もなく相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、LINEでID「@kana-youngcarer」を検索して友だち登録する。



〔利用時間〕 月・火・木・土14:00～21:00（祝日、休日、12月29日～1月3日を除く）

○かながわ子ども・若者総合相談センター/神奈川県ひきこもり地域支援センター

〔相談専用電話〕 (045) 242-8201/045-242-8205

〔利用時間〕 9:00～12:00 13:00～16:00（月曜日と年末年始を除く）

子どもや若者が有する様々な悩みや、ひきこもりについての相談窓口です。専門的な支援が必要な場合は、より適切な県の相談機関や市町村、民間団体などを御紹介します。

【かながわ子ども・若者総合相談センター】 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/02_soudan.html



【神奈川県ひきこもり地域支援センター】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/hikikomorisien.html>



○神奈川県西部青少年サポート相談室

〔相談専用電話〕 (0465) 35-9527

〔利用時間〕 平日 10:30～12:00 13:00～16:00

(土・日・祝日・年末年始、その他休室日を除く)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/03_kenseibu.html



○神奈川県地域青少年相談窓口

〔概要〕 横須賀三浦地域、湘南地域、県央地域に開設している相談窓口です。子ども・若者の様々な相談を受け付けます。近隣の地域の方だけでなく、県内に在住・在学・在勤の方はどなたでもお気軽にご相談ください。

〔開設窓口〕

開設地域	開設日時（毎月）	電話番号	休室日
葉山町	第2・4木曜日13時から17時	070-4552-9838	12/28
厚木市	第2・4木曜日13時から17時	070-4436-5970	2/23
寒川町	第2・4木曜日13時から17時		12/28



○不登校ほっとライン

〔相談専用電話〕 (0466) 81-0185

〔利用時間〕 毎日 8:45～16:45（年末年始を除く）

～伊勢原市の相談機関～

○伊勢原市青少年相談室

<青少年相談室メール相談> young-soudan@isehara-city.jp

<青少年相談> TEL 0463-94-1030

<ヤングテレホン> TEL 0463-96-0800

○伊勢原市教育センター TEL 0463-94-8900 (相談専用)

○伊勢原市教育委員会教育指導課 TEL 0463-74-5247 (直通)

【電話相談の利用時間】月～金9:00～17:00(年末年始・祝日を除く)

【参考資料】

(○は神奈川県ホームページよりダウンロード可能。●は国などのホームページよりダウンロード可能)

1 (2)

・神奈川県教育委員会ホームページより キーワード:「令和5年度学校運営・教育指導の重点」

2 (5)

- 『子どもサポートハンドブック』(R5.4)
- 『児童・生徒指導ハンドブック (小・中学校版)』(H30.6)
- 『いじめ防止啓発リーフレット (保護者・地域用)』(H29.5)
- 『学校のいじめ初期対応のポイント』(H25.3)
- 『学校の初期対応マニュアル～ダイジェスト～』(H25.3)

3 (3)

○『学校における新型コロナウイルス感染症対策のための手引き (幼・小・中学校)』(R3.4)

3 (5)

● 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル (2023. 5. 8～) (文部科学省)

3 (6)

- 『熱中症予防運動指針』(公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」)
- 『体罰防止ガイドライン 神奈川からすべての体罰を根絶するために』(H25.7)

3 (4)～(6)

- 『運動時における安全指導の手引き (総論編)』(R1.7)
- 『部活動指導ハンドブック』(R2.5)及び『部活動における事故防止のガイドライン』(H21.8)

3 (9)

●『公衆電話の特徴と使用方法』(総務省)

3 (10)

・「児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用に関する指導について」(H25.10.8通知)

3 (11)

- 『喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料』(H23.3改訂)
- 『危険ドラッグの恐怖』(動画)や『危険ドラッグ』教員用補助資料

5 (2)

- 『自分らしくゆっくり学ぼう』(R3.11)
- 『誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～』(H31.3)
- 『児童・生徒指導ハンドブック (小・中学校版)』(H30.6)
- 指導資料リーフレット『登校支援のポイントと有効な手立て』(H26.2)
- 「神奈川県不登校対策検討委員会報告書 (最終版)」(H23.5) ※いずれも県教育委員会HPよりダウンロード可能

6 (3)

- 『神奈川県青少年保護育成条例のしおり』
- 「青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレット」

【根拠法・条例等】

2 (7)

- ・『労働基準法』(第6章 年少者) 最低年齢 第56条

「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」

2 (8)

- ・『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例』第9条

[ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立ち入り制限]16歳未満午後6時以降禁止(午後6時から午後8時前までは保護者の同伴があればよい)

2 (9)

- ・『軽犯罪法』第1条第32号(禁止区域等立入)

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者」

2 (10)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(深夜外出の制限) 第24条第1項

「保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜(午後11時から午前4時までの間をいう)に青少年を外出させてはならない。」

2 (11)

- ・『鉄道営業法』第29条「鉄道係員の許諾を受けずして次の行為をしてはならない。」

- ① 有効な乗車券を所持せず乗車 ②乗車券に指示したものより優等の車両に乗車 ③乗車券に指示した駐車場で下車しない場合

3 (7)

- ・『道路交通安全法』第63条の11

<第1項> 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

<第2項> 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

<第3項> 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

- ・『道路交通法施行令』第41条の3で定める、危険行為14項目

信号無視、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止、制動装置(ブレーキ)不良自転車運転、安全運転義務違反等

3 (8)

- ・『銃砲刀剣類所持等取締法』(刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止) 第22条

- ・『軽犯罪法』第1条第2号(凶器携帯)

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(有害がん具類の指定及び販売等の禁止) 第15条第4項

「何人も、青少年に対し、有害がん具類(性的がん具、バタフライナイフ、エアソフトガンなど)を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(保護者等の通知義務) 第47条

「青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。」

3 (10)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) 第31条の2

「何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。)の提供を求めてはなら

ない。」

3 (11)

- ・『二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律』・『二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律』
- ・『毒物及び劇物取締法』(対象物=シンナー等有機溶剤)
- ・『覚醒剤取締法』(対象物=覚醒剤) ・『大麻取締法』(対象物=大麻)
- ・『麻薬及び向精神薬取締法』(対象物=ヘロイン、コカイン、MDMA、向精神薬)
- ・『医薬品医療機器等法』(対象物=危険ドラッグ)
- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(保護者等の通知義務) 第47条
- ・『神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例』(保護者の責務) 第4条 ・『神奈川県薬物濫用防止条例』

第24回伊勢原市読書感想文コンクール受賞者名簿（小学生の部）

市長賞

学年	氏名	ふりがな	学校名	題名
1年	鈴木 心寧	すずき ここね	伊勢原小学校	みんなでたすけあおう
2年	和泉 晟我	いずみ せいが	高部屋小学校	ぼくのゆめをかなえたい
3年	高橋 春和	たかはし はると	成瀬小学校	心がないAIロボット
4年	山崎 菜々香	やまざき ななか	高部屋小学校	ねこのために出来ることを探して
5年	宮本 結理	みやもと ゆり	桜台小学校	ナルの成長
6年	田中 希美	たなか のぞみ	伊勢原小学校	みんな同じじゃつまらない

教育長賞

1年	相原 旭	あいはら あさひ	比々多小学校	そのときがくるくるを読んだよ
	中尾 友音	なかお ゆうと	緑台小学校	「ちやもとけだまーず」をよんで
2年	小坂 英愛	こさか はなえ	成瀬小学校	ワニくんめがねで見ると
	土屋 康志	つちや こうし	竹園小学校	ぼくの大ピンチ
3年	笹子 美結	ささこ みゆい	伊勢原小学校	私のすてきな物語
	高山 詩歩	たかやま しほ	比々多小学校	自分を大切に
4年	鈴木 柚羽	すずき ゆずは	伊勢原小学校	「すごいゴミのはなし」を読んで
	音 奏羽	おと かなは	竹園小学校	自分をつらぬく勇氣
5年	小柴 結菜	こしば ゆいな	緑台小学校	人とちがってそれでいい
	山田 樹生	やまだ いつき	石田小学校	夢をあきらめない事の大切さ
6年	大山 智蔵	おおやま ともぞう	大山小学校	あたりまえとめずらしい
	竹田 優那	たけだ ゆうな	比々多小学校	ありのままの自分で

子ども読書奨励賞

1年	花田 健	はなだ たける	石田小学校	ぼくの『大ピンチずかん』
2年	服部 葉奈	はっとりかな	緑台小学校	「けんかのたね」
3年	米川 律人	よねかわ りつと	桜台小学校	「すごいゴミのはなし」を読んで
4年	大邊 優衣	おおべ ゆい	緑台小学校	自分の心次第
5年	阿部 美春	あべ みはる	大田小学校	見ならいたいな。勇氣とやさしさ
6年	松本 絵未	まつもと えみ	緑台小学校	「災害の恐ろしさと諦めない大切さを知り」

第24回伊勢原市読書感想文コンクール受賞者名簿(中学生の部)
市長賞

	氏名	ふりがな	学校名	題名
1年	芹ヶ野 漣	せりがの れん	中沢中学校	コミュニケーションの大切さ
2年	今井 歩果	いまい あゆか	山王中学校	「告白」で知った私の中の中二病
3年	小泉 安佑実	こいずみ あゆみ	山王中学校	私のトカレフとは

教育長賞

1年	丸山 陽愛	まるやま ひなた	山王中学校	限られた時間を大切に
	岡部 湊	おかべ みなと	成瀬中学校	普通のものさし
2年	岡田 野杏	おかだ のあ	成瀬中学校	生きているだけで青春
	三橋 芽衣奈	みつはし めいな	中沢中学校	行動と責任
3年	玉越 夕葉	たまこし ゆうは	成瀬中学校	「愛する」とは
	廻 帆花	めぐり ほのか	伊勢原中学校	境界線のない場所へ

子ども読書奨励賞

1年	大淵 麻帆	おおぶち まほ	伊勢原中学校	敏子からのメッセージ
2年	清水 杏	しみず あん	伊勢原中学校	日々の幸せに感謝して
3年	與儀 鈴音	よぎ りんと	中沢中学校	生き方をさがす

令和5年度 作文・ポスター・コンクール等の入賞者一覧

令和5年12月7日現在

【神奈川県等表彰】

◇第46回神奈川県福祉作文コンクール
(社会福祉法人神奈川県共同募金会、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学生の部 神奈川県知事賞 (最優秀賞) 「はずかしい僕と助けたい僕」	萩原 隼翔	伊勢原小学校	小5
中学生の部 神奈川県社会福祉協議会会長賞 (最優秀賞) 「知的障害の妹の未来」	川内 康平	伊勢原中学校	中3
中学生の部 優秀賞 「外見ではわからないこと」	名淵 結香	山王中学校	中2
中学生の部 優秀賞 「平等であるということ」	大倉 志乃	成瀬中学校	中3

◇令和5年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール
(神奈川県選挙管理委員会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学校の部 優秀賞	渡辺 優那	高部屋小学校	小6
優秀賞	木村 快士	大田小学校	小5
佳作	田中 希美	伊勢原小学校	小6
佳作	白方 明美	比々多小学校	小5
佳作	澤山 葵	成瀬小学校	小6
中学校の部 佳作	清水 菜那	山王中学校	中1
佳作	鎌田 美羽	山王中学校	中2
佳作	熊澤 幸香	伊勢原中学校	中3

◇令和5年度 下水道作品コンクール
(公益財団法人神奈川県下水道公社)

受賞名	氏名	学校名	学年
ポスターの部 入賞	荒川 愛桜	比々多小学校	小4
書道の部 入賞	中村 志真	比々多小学校	小4

◇第72回神奈川県統計グラフコンクール
(神奈川県)

受賞名	氏名	学校名	学年
パソコン統計グラフの部 奨励賞 「夏休み 生ごみ減量大作戦」	高山 絢音	伊勢原中学校	中1

◇令和5年度中学生の主張inかながわ
(神奈川県、独立行政法人国立青少年教育振興機構)

受賞名	氏名	学校名	学年
優秀賞 (神奈川新聞社賞) 「境界線を乗り越えて」	本間 誉	中沢中学校	中3
優秀賞 (NHK横浜放送局長賞) 「普通のために動いてみること」	宮下 輝香	中沢中学校	中1

◇第5回 「とどけよう『絵とことば』のコンテスト」
(横浜地方法務局、神奈川県人権擁護委員連合会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学生の部 横浜地方法務局長賞 (最優秀賞) 「えがおが近いと心も近いね！」	山田 知花	石田小学校	小3
小学生の部 神奈川県人権擁護委員連合会長賞 (優秀賞) 「～まちがってなんかいない おそくもない だからきつとできる 思いっきり走って～」	グюн ティ ツック ラム	石田小学校	小5

◇令和5年度緑化運動・育樹運動コンクール
(公益財団法人かながわトラストみどり財団)

受賞名	氏名	学校名	学年
標語 小学校の部 佳作 「育てよう 緑かがやく 地球へと」	齋木 蓮司	大田小学校	小6
ポスター原画 小学校の部 金賞 「ぼくの木、みんなの木」	斯波 旺希	伊勢原小学校	小1
ポスター原画 小学校の部 金賞 「木漏れ日の木」	大塚 麻由	大田小学校	小6
ポスター原画 小学校の部 銀賞 「大きくなってほしいな、わたしの木」	斯波 こころ	伊勢原小学校	小3
ポスター原画 小学校の部 銅賞 「大きな木」	松並 裕太	大山小学校	小2
ポスター原画 小学校の部 銅賞 「みどりとむしはともだち」	天野 朝陽	比々多小学校	小1
ポスター原画 小学校の部 銅賞 「木をそだてよう」	石塚 大賀	比々多小学校	小4
ポスター原画 小学校の部 佳作 「ぼくの守りたいもの」	長谷川 京哉	大田小学校	小3
ポスター原画 小学校の部 佳作 「オオセンチコガネの木」	山崎 伸孝	大山小学校	小2
ポスター原画 中学校の部 最優秀賞 「未来に繋がる1つの緑」	伊藤 文乃	山王中学校	中2
ポスター原画 中学校の部 銅賞 「高い木に囲まれて」	坪 良々花	山王中学校	中2
ポスター原画 中学校の部 佳作 「命のつながり」	本多 小夏	山王中学校	中1
ポスター原画 中学校の部 佳作 「木とみんなの思い」	宮本 琴未	山王中学校	中1

◇第62回 令和5年度JA共済神奈川県小・中・高校生書道コンクール
(全国共済農業協同組合連合会 神奈川県本部)

受賞名	氏名	学校名	学年
JA共済連神奈川賞(半紙) 銀賞	藤井 結月	桜台小学校	小3
JA共済連神奈川賞(半紙) 銀賞	岡田 彩希	竹園小学校	小6
JA共済連神奈川賞(半紙) 銅賞	さかなし しゅんたろう	緑台小学校	小2
JA共済連神奈川賞(半紙) 銅賞	増子 菜々海	桜台小学校	小4
JA共済連神奈川賞(半紙) 銅賞	堀 七海	成瀬中学校	中1
JA共済連神奈川賞(半紙) 銅賞	宮部 柚帆	伊勢原中学校	中2
JA共済連神奈川賞(半紙) 佳作	とりうみ かほ	桜台小学校	小1
JA共済連神奈川賞(半紙) 佳作	新美 侑希乃	伊勢原中学校	中3
JA共済連神奈川賞(半紙) 佳作	佐藤 くるみ	中沢中学校	中3
神奈川県知事賞(条幅)	堤 史織	成瀬小学校	小3
JA共済連神奈川賞(条幅) 銀賞	福原 わかな	竹園小学校	小2
JA共済連神奈川賞(条幅) 銀賞	畑下 佳凜	成瀬中学校	中3
JA共済連神奈川賞(条幅) 銅賞	いしづか そうた	高部屋小学校	小1
JA共済連神奈川賞(条幅) 銅賞	平沼 翔大	竹園小学校	小3
JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作	植松 美奈	緑台小学校	小3
JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作	平沼 知樹	竹園小学校	小5
JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作	泉 友梨愛	伊勢原中学校	中2

【地区大会等表彰】

◇第17回中学生人権ポスターコンテスト 厚木地区大会
(横浜地方法務局厚木支局、厚木市人権擁護委員協議会)

受賞名	氏名	学校名	学年
ポスター 最優秀賞 「個性の花束」	中島 由莉	成瀬中学校	中2
ポスター 優秀賞 「その行動で救われる」	小林 美心	山王中学校	中2
ポスター 優秀賞 「見て見ぬフリをしていませんか？」	前田 絵未	伊勢原中学校	中1

第59回伊勢原市民文化祭 実施状況

1 期 間 令和5年10月21日(土)～11月9日(木)

- (1)中央公民館 *展示部門：計6日間
 ①前期：10月27日(金)～29日(日)
 ②後期：11月 3日(金)～ 5日(日)
- (2)伊勢原市民文化会館 *発表部門：計7日間
 10月21日(土)～11月5日(日) 10催事
- (3)総合運動公園中央広場 *菊花展：計8日間
 11月2日(木)～9日(木)

2 催 事 数 合計27催事(参加団体：20)

- (1) 中央公民館
- 展示：10催事
 - ①書道展 ②写真展 ③工芸展 ④華道展 ⑤絵画展
 - ⑥盆栽展 ⑦短歌展 ⑧連句展 ⑨こども・親子華道展 ⑩茶会
 - 大会：1催事
 - ①短歌大会
 - イベント：4催事
 - ①盆栽教室 ②ウクレレ・フラ教室 ③抹茶体験 ④マジック教室
- (2) 伊勢原市民文化会館
- 発表：10催事
 - ①新舞踊大会 ②郷土芸能発表会 ③箏・尺八演奏会
 - ④伊勢原市民合唱祭 ⑤民謡・民舞踊大会 ⑥マジックフェスティバル
 - ⑦ハワイアン&フラフェスティバル ⑧吟詠吟舞のつどい ⑨いせはらフィルコンサート
 - ⑩剣詩舞舞踊大会
- (3) 総合運動公園中央広場
- 展示：1催事
 - ①菊花展
 - 大会：1催事
 - ①菊花展

3 入場者数	計	5,628人	(前回比：1,702人増)
	}	4,958人	*発表・展示・イベント
		670人	*菊花展